

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 19 日

各

都道府県
指定都市

 難病対策担当課 御中

厚生労働省健康局難病対策課

「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」を踏まえた対応について

難病対策の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本日、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部において、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和 2 年 6 月 19 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）が、別添のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）宛てに発出されたところ です。

つきましては、貴課におかれましても、当該事務連絡の内容を御了知いただくとともに、必要に応じて関係部署と連携の上御対応いただくよう、お願いいたします。特に、難病患者は継続的な医療・投薬が必要であるため、当該事務連絡中 3（3）の「医療機関間の役割分担について」にある通り、主治医等が必要と認める治療を継続することができるよう、引き続き、難病の医療提供体制の確保を進めていただくとともに、難病患者が新型コロナウイルス感染症に罹患した際の入院先の確保等についても、地域の実情を踏まえて検討いただくようお願いいたします。

また、管内の指定医療機関に対し、当該事務連絡中 6 の「院内感染対策について」の内容を踏まえて、院内感染対策の徹底について改めて依頼していただくよう、お願いします。

連絡先 厚生労働省健康局難病対策課難病医療係 T e l : 03-5253-1111 (内 2355、2356) E-mail : nanbyou02@mhlw. go. jp
--